

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱上 和康

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二奈良県立奈良東養護学校成美学寮分校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。